〔災害復旧貸付の概要〕

【対象者】

災害により被害を被った中小企業・小規模事業者

【金利】(いずれも平成28年12月22日現在、貸付期間5年の場合)

〇日本政策金融公庫

中小企業事業 → 基準利率 1.2 1%

国民生活事業 → 基準利率(災害貸付) 1.3 1%

○商工組合中央金庫 → 所定の利率(相談の上決定)

【貸付限度額】

〇日本政策金融公庫

中小企業事業 → 別枠で1億5,000万円

(代理貸付:7,500万円)

国民生活事業 → 各貸付制度の限度額に上乗せ3,000万円

(代理貸付: 1.500万円)

○商工組合中央金庫 → 別枠で1億5.000万円

【貸付期間】

〇日本政策金融公庫

中小企業事業

→ 設備15年以内・運転10年以内(据置期間2年以内)

国民生活事業 → 適用する各貸付制度の貸付期間に準ずる

※普通貸付を適用した場合は10年以内(据置期間2年以内)

- 〇商工組合中央金庫
 - → 設備15年以内・運転10年以内(据置期間2年以内)

【担保特例】

日本政策金融公庫(中小企業事業・国民生活事業)

→ 直接貸付・代理貸付とも、弾力的に取り扱う。